

静岡県で

農業を

担う企業を

応援します！



静岡県経済産業部
静岡県農業振興公社

企業の農業参入は、農業の新たな担い手として期待されるとともに、雇用の場の創出など地域経済の活性化の観点からも重要となっています。さらに、企業がこれまでに育んだ経営ノウハウが、地域の農業に波及する効果も期待されています。

静岡県と静岡県農業振興公社では、地域の農業者と協調し、農地を有効に利用して農業経営を行う企業の参入を支援しています。

企業が農業参入を考えるポイント

◎ 企業の農業参入の動機

- 企業が農業を始める動機は、農業を新たな事業に育てたい、原材料を調達したい、余剰労働力を活用したい、地域や社会に貢献したいと様々です。
- 農業を始めた企業の多くは、農業部門を黒字化するまでに長い期間がかかっています。
- 農業を始める目的を明確にするとともに、企業ならではの視点やノウハウを活かして本業の価値を高めたり、現状とは異なる新たなマーケティングを図ったりすることが成功のポイントとなります。

◎ 事業構想(参入プラン)の作成

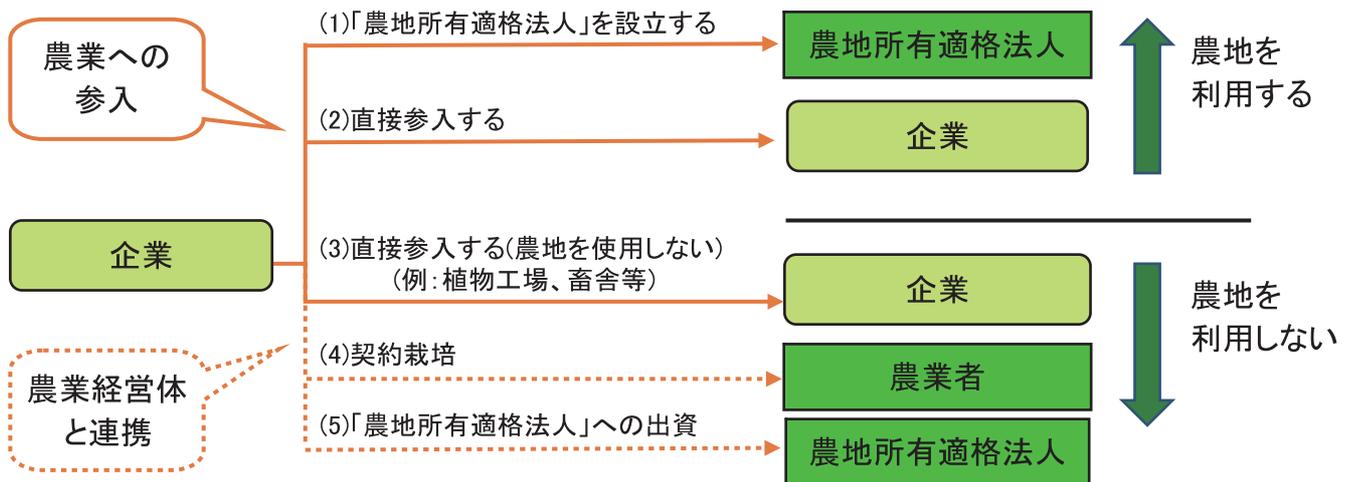
- 農業を開始するには、生産手段(農地、労働力、施設・機械)や経営資金の確保、農業技術の習得など様々な課題の解決が必要です。
- 農業の開始時期を決め、以下のような項目等について検討し、課題解決の期限と方法を明確にした参入プランを立てましょう。

1 何をつくるのか	2 どこで農業をはじめるか	3 参入の形態は
作目は、参入地域の選定や必要な農地面積にも大きく影響します。栽培方法、必要な労働力、収益性、消費者ニーズ等の情報を十分に収集し、取り組む作目を選定することが大切です。	現法人の所在地で始めるのか、導入したい作目を推進(産地化)している地域で始めるのか検討が必要です。確保可能な農地面積や、作目に適した気象や土壌条件などにより、参入できる地域も自ずと限定されます。	農業への参入方法として、現在の法人のままで農業部門を立ち上げる方法と、農業関係の別法人を設立する方法や、農業者との連携(出資等)があります。
4 農業技術の習得方法は	5 販売はどのようにするのか	6 経営規模と資金の確保は
十分な収量、品質を確保するには、作物の生育をコントロールできる農業技術の習得が不可欠です。必要な技術をどのような方法で習得するか、さらに参入後の技術フォローをどのように得るかについて検討しましょう。	生産したものを収入とするためには、どう売るかが重要です。販売方法や販売先について十分検討しておきましょう。農産物の収穫期間は短いので、この期間に販売しきれることが大切です。	農業は、農業機械・施設の整備経費や農地の改良経費などの初期投資が大きい上に、生産準備から販売して収入を得るまで時間を要しますので長期間の運転資金が必要となります。現在の法人でどの程度まで投資可能なのか十分検討し、無理のない経営規模で始めましょう。

◎ 農地の確保

- 農業従事者が減少し耕作放棄地が存在するものの、地権者にとって農地は財産でもあるため、農地を借りるには、地権者や地域の農業者との信頼関係が重要です。
- 平坦でまとまった農地は、地域の農業者にも需要があり、参入初期に借りることは困難です。まず、耕作放棄地を含めた小区画の農地等であっても、栽培の実績をつくってから規模拡大を図ることが必要です。
- 農地を有効に利用し丁寧に管理を行ってれば、周囲の地権者から借りてほしいとの声が集まってくるようです。

◎ 企業の農業参入形態



● 農地を利用する場合

「農地所有適格法人」を設立する 農地法に基づく農地所有適格法人を設立すると、農地を所有、借り入れることができます	直接参入する 一定の要件を満たせば、一般法人のまま農地を借り入れることができます
<p>1 法人形態 株式譲渡制限のある株式会社、合名、合資、合同会社のいずれか</p> <p>2 事業要件 主たる事業が農業であり、農業（関連事業を含む）の売上高が事業収入の過半</p> <p>3 構成員 農業関係者の総議決権が過半</p> <p>4 役員 役員のうち過半が農業（関連事業を含む）に常時従事者（原則年間150日以上） 役員又は重要な使用人（農場長等）のうち、1人以上が農作業に従事（原則年間60日以上）</p>	<p>1 解除条件付契約 農地を適正に利用していない場合、貸借を解除する旨の条件が契約に付されていること</p> <p>2 適切な役割分担 地域の農業者と適切な役割分担のもとに、継続的かつ安定的に農業経営を行うこと</p> <p>3 役員常時従事 役員又は重要な使用人（農場長等）のうち、1人以上が農業に常時従事すること</p>

◎ 農地中間管理事業

- 平成25年12月に「農地中間管理事業の推進に関する法律」が制定され、平成26年4月より新たに農地中間管理事業による農地の貸借が始まりました。
- 農地中間管理事業は担い手の支援・育成対策として農地の集積と集約化を図るものであり、担い手の規模拡大や新規参入の促進を支援しています。
- 静岡県では、農地中間管理事業を行う「農地中間管理機構」として静岡県農業振興公社が指定されています。

◎ 参入事例

土屋建設(株)

～建設業の生き残りとして農村集落の活性化を目指して～

● 農業参入のきっかけから営農開始まで

・ 動機

建築需要の大幅な減少が予想される中で新たな事業展開を検討していたところ、平成22年度に開催された建設業協会と農林事務所の交流会の席上、東部農林事務所長から「企業の農業参入」の提案があったこと、地元の農業と農村集落を活性化したいとの社長の思いから、農業経営を開始することを決定。

・ 農地の確保方法

伊豆の国市田中山で、社員の所有地と近隣の農地あわせて90aを、農地法第3条解除条件付貸付で貸借(借入地のうち耕作放棄地70aを自己再生)

その後も農地の貸借を進め、現在の経営規模へ拡大

・ 生産技術の習得

地元農業者を2人雇用した。JA・農林事務所職員の技術支援も受けている。

● 参入から現在まで

田中山の特産であるダイコンとスイカをはじめ、60種程度の露地野菜を栽培している。通常の販売品種以外に、機能性の高い野菜や変わり種、きれいで珍しい野菜等、多様な品種を栽培し、レシピと共に販売。



直売所に並ぶ野菜

直売所、道の駅やスーパー、宿泊施設等に販路を開拓し、地域内消費を拡大。少量多品種栽培の小規模農家の経営戦略を実践。

(有)コスモグリーン庭好

～「うなぎいも」が、1社の取組から産地の取組へ～

● 農業参入のきっかけから営農開始まで

・ 動機

浜松市で100年以上にわたり造園業を営む。発生する雑草や剪定枝等を再生利用するため、堆肥化施設の建設を計画。騒音や悪臭を心配する地元住民への説明を重ね、施設建設を実現する過程で、「協力してくれた地元へ何か恩返ししたい」と考え、地域の課題であった耕作放棄地を再生するため、農業に参入。



うなぎいもプリン

・ 農地の確保方法

地元農家との直接交渉により、農地の確保に努めてきたが、借りられる農地は遊休農地や耕作放棄地ばかりと大変苦労した。栽培を重ねるうちに、農協や行政から情報が得られるようになり、面積が拡大。

・ 生産技術の習得

参入当初は秀品率が低く、多くを加工品としていたが、生産者組織である「うなぎいも協同組合」を立ち上げ、生産者間の情報交換等により、栽培技術の向上を図っている。



耕作放棄地を再生したサツマイモ畑

● 参入から現在まで

地元ならではのブランド化を検討しうなぎ肥料で栽培したサツマイモを「うなぎいも」とネーミング。現在は知名度も上がり、近隣生産者と産地化に取り組む。

◎ 参入後の支援制度

1 認定農業者制度

農業経営改善計画を作成して市町に申請・認定されれば、低金利の農業制度資金の貸付対象となる等、個人の農業者とほぼ同様の支援を受けることが可能となります。

2 農業制度資金

農業者の方が農業を行うために必要な資金を融通する制度です。県がJA等の融資機関に対して利子補給等を行っているため、一般的な融資に比べて、融資期間が長く、低金利や無利子で融資を受けられます。

3 静岡県農業参入法人研究会

他産業から農業に参入した法人で組織する研究会に入会できます。会員は行政機関等からの情報提供やセミナー、視察研修などに参加できます。

～ご質問・ご相談など、お気軽にお問合せください！～

	相談窓口	所在地	電話番号
県	静岡県経済産業部農業ビジネス課	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6	054-221-2754
	賀茂農林事務所(企画経営課)	〒415-0016 下田市中531-1	0558-24-2076
	東部農林事務所(生産振興課)	〒410-0055 沼津市高島本町1-3	055-920-2158
	富士農林事務所(生産振興課)	〒416-0906 富士市本市場441-1	0545-65-2194
	中部農林事務所(生産振興課)	〒422-8031 静岡市駿河区有明町2-20	054-286-9020
	志太榛原農林事務所(生産振興課)	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋362-1	054-644-9214
	中遠農林事務所(生産振興課)	〒438-8558 磐田市見付3599-4	0538-37-2269
	西部農林事務所(生産振興課)	〒430-0929 浜松市中区中央1-12-1	053-458-7212
公社	(公社)静岡県農業振興公社	〒420-0853 静岡市葵区追手町9-18	054-250-8989